

# 令和3年7月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年7月12日 午後3時02分  
第一委員会室

2 閉会日時 令和3年7月12日 午後3時37分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	矢野 博昭
安武 泰正	安武 昇	宮本 重和	青谷 富彦
木村 一壽	長崎 隆児	原 月江	高原多恵子
阿部 茂典	渋谷 健一	渡 健一郎	安武 正一
青柳 茂	井上 英二		

(2)欠席者

渡 孝志	篠崎 正信
------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第5条(知事)

議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

午後 3 時 02 分開会

○事務局長（██████君） それでは、令和 3 年 7 月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をいたします。本日、██████、それから、██████から欠席の御連絡をいただいております、本日の出席委員数は 18 名であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していますことを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行については、██████、よろしくお願いいたします。

○議長（██████君） こんにちは。大変暑い中の現地視察、どうも御苦労さまでございます。

考えてみますと、先ほど市長が言いましたように、これで今期の任期が終わります。辞める方、残る方、大変と思いますけど、特に残る方は大変と思いますけど、古賀市の発展のために御尽力をお願いいたしたいと思います。

過去を見ますと 10 年間、古賀地区も、九州は特に水災害が大きな年が多ございます。毎回、大きな災害が起こっています。それがないように努力していかないかんちゃなかろうと思っておりますけど、農業を発展するためには皆様の御尽力が大変必要と思いますので、よろしくお願いいたします。

では、座って始めさせていただきます。

では、ただいまから令和 3 年第 7 回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（██████君） 本日の議事録署名人は、██████さん、██████さん、お願いしておきます。

以上でございます。

○議長（██████君） では、先ほど申しました日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請で、申請番号 7 の 8。事務局、説明をお願いいたします。

○係（██████君） それでは、第 1 号議案農地法第 3 条の許可申請、申請番号 7 の 8 から 7 の 11 までについて御説明をいたします。

申請番号 7 の 8 から 11 につきましては同一の申請人でありまして、隣接した農地の申請であることから、合わせて御説明をさせていただきます。

申請番号 7 の 8 は、申請人が売買により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

申請番号7の9から11は、申請人が賃借権を設定し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は年齢36歳で、新宮町内において農業をされている方です。

農業従事年数は約15年と伺っております。

現在の農業経営状況につきましては、御家族とともにイチゴの生産をされております。

現在、新宮町内で営農している場所が区画整備の対象となりましたことから、近隣でイチゴの生産ができる場所を探していたところ、譲受人等と話がまとまったため、今回の申請に至っております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。

今回の申請地は、古賀グリーンパークの東に位置している斜線部、計11筆でございます。3ページに記載しておりますのは、申請番号7の8のところを斜線部で記載をしております。計6筆となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。

申請番号7の9の申請地を図示しております。斜線部、計2筆となっております。

5ページを御覧ください。

申請番号7の10の申請地を図示しております。斜線部、計2筆となっております。

6ページを御覧ください。

申請番号7の11を図示しております。斜線部、1筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、イチゴの生産を行っていきたいというふうにご伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は7,004m<sup>2</sup>で、今回の申請地の面積を合わせますと1万7,608m<sup>2</sup>となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（          君）　ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

特に7の8は売買ちゅうことですが、何か質問がございましたら。ないですかね。

続きまして、7の9から7の11に対しても何かありますか。これは賃借権でありますから、また売買と違いますから、何か質問ありましたら。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君）　なければ採決を取らせてもらいたいと思います。では、農地法第3条の

許可申請、申請番号7の8から7の11まで、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第3条の許可申請、申請番号7の12、事務局、説明をお願いいたします。

○係（■■■■君） 農地法第3条の許可申請、申請番号7の12について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は年齢48歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約30年と伺っております。

現在の農業経営状況は、水稻の生産をされております。

申請者の所有する農機具としましては、田植え機等を所有されているということです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページを御覧ください。

今回の申請地は、古賀東中学校の南西に位置している丸囲み内斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における農業経営計画としましては、申請地を含めました周辺地におきましてブルーベリー農園の計画がございまして、そちらのほう、また別の人でございますけれども、一緒にやっていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は5,786m<sup>2</sup>で、今回の申請地50m<sup>2</sup>を合計しますと5,836m<sup>2</sup>となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、農地法第3条の許可申請、申請番号7の12に賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

では、続きまして、同じく農地法第3条の許可申請の申請番号7の13、事務局、説明をお願

いたします。

○係（          君） 農地法第3条の許可申請、申請番号7の13について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を売買により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は年齢45歳で、宗像市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約5年と伺っております。

現在の農業経営状況は、果樹、野菜の生産をされておると聞いております。

申請者の所有する農機具としましては、耕運機等を所有されているということです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の8ページを御覧ください。

今回の申請地は、小学校の西に位置している斜線部5筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、栗、梅等の生産を行っていききたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万41m<sup>2</sup>で、今回の申請地1,721m<sup>2</sup>を合計すると1万1,312m<sup>2</sup>となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。何かないですか。売買ですがないですか。

なければ採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、農地法第3条の許可申請、申請番号7の13に賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（          君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第3条の許可申請で、申請番号7の14、事務局、説明をお願いいたします。

○係（          君） それでは説明をさせていただきます。農地法第3条の許可申請、申請番号7の14について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという

内容です。

譲受人は年齢 39 歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約 12 年と伺っております。

現在の農業経営状況は、果樹、野菜の生産をされております。

申請者の所有する農機具としましては、トラクター、耕うん機、トラック等を所有されているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 9 ページを御覧ください。

今回の申請地は、青柳小学校の南西に位置している斜線部 1 筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、現在も柑橘類の栽培を行っているため、引き続き栽培をしていきたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は 2 万 6,703 m<sup>2</sup> で、同一世帯内の贈与であるため面積の変更はなく、50 a 要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですか。これも親子間の贈与ということで問題はないと思いますが。なければ採決を取らせてもらってようございませうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、農地法第 3 条の許可申請、申請番号 7 の 14 に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手 11 / 11 名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（          君） 続きまして、日程 2、議案第 2 号農地法第 5 条の許可申請に対して、申請番号 7 の 7、事務局、説明をお願いします。

○係（          君） それでは、議案第 2 号農地法第 5 条の許可申請、申請番号 7 の 7 について説明いたします。

議案書 10 ページをお開きください。

今回の申請は、申請人が農地法第 5 条により売買を行い、集合住宅に転用するといった内容で

ございます。また、1,000m<sup>2</sup>を超える開発のため、土地開発指導要綱の対象となり、申請者と都市整備課の間で協定書が締結されたことから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりとなっております。

位置図の説明をいたします。議案書の11ページをお開きください。

申請地は、井堀池の東に位置する斜線部4筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を宅地で分断されており、広がり10ha未満であることから、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図の説明をいたします。12、13ページをお願いいたします。12ページが現況図、13ページが計画図となっております。

計画では、図面の東側の市道より乗り入れを行うものとしており、敷地の中に集合住宅2棟、22台分の駐車場等を設置するものとなっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきまして、南側に雨水ますを設け、敷地外にあります側溝に接続をすることとしております。また、汚水、雑排水の排水は、集落排水に接続をするということで伺っております。

次に、盛土、切土について説明をいたします。

14ページに断面図をつけておりますが、申請地、西から南にかけてののり面において、最大で2m程度の盛土、中央部分において、最大で50cm程度の切土を行う計画となっております。

最後に地元水利関係承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年5月20日付で承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（                  君） 地元の区域委員です。5月に開発委員会を開きまして、何の問題もないということで、開発委員会として許可をしております。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ほかに何かないでしょうか。ないですか。なければ、採決を取らせてももらってよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の許可申請で、申請番号7の7、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第5条の許可申請、申請番号7の8、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 委員が関係者になられますので、退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7の8について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請より使用貸借を行い、花き販売所及び来客用駐車場に転用するといった内容でございます。

現地の状態は、既に花き販売所として使用されている状態であり、駐車場の舗装工事を検討した際、花き販売所について農地法の許可申請を失念していたことが発覚したという状況です。申請者からは、農地法の許可申請を忘れてしまい反省している旨の始末書も併せて提出をされております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりとなっております。

位置図の説明をいたします。議案書15ページをお開きください。

申請地は、JA北部プラザの東に位置する斜線部、計3筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、西を道路、北を宅地で分断されており、南、東には農地の広がりがありますが、広がり10haを超えることから、第1種農地であると判断されますが、申請内容が農畜産物販売施設であるため、例外的に転用可能な場所であると判断をしております。

次に、計数の説明をいたします。16ページ、17ページをお願いします。16ページが現況図、17ページが計画図となっております。

花き販売所は現在のものを引き続き使用し、駐車場については、新たにアスファルト舗装を施工する計画となっております。

舗装工事予定のみの予定のため、切土、盛り土はありません。

次に、雨水、雑排水関係についても説明をさせていただきます。

雨水、雑排水につきましても、既設のものをそのまま使用するというで伺っております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。

地元からは、令和3年6月21日付で承諾書の提出がっております。



併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりました。何かありましたら。どうぞ。

○委員（■■■■君） すみません。地元区域委員です。先ほどの説明に捕捉させていただきます。

本件申請地は、2004年から花き販売店として使用をしておられました。駐車場のアスファルト舗装を行おうとしたところ、花き販売店の許可申請の失念をしたことが発覚しております。本来であれば、許可を受けた上で使用すべきところですが、申請人は始末書を提出し、大変反省しているようですので、寛大な措置をお願いいたします。

内容も確認しましたところ、周囲の農地に対しても問題はないと考えておりますので、御審議をお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。なければ、採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、農地法第5条の許可申請、申請番号7の8に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔■■■■委員 着席〕

○議長（■■■■君） では、議案に入らせてもらいます。

議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、事務局、説明をお願いいたします。申請番号7の22から7の29まで、続けてお願いいたします。

○係（■■■■君） 議案第3号について御説明をいたします。

農業経営基盤促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を受けて、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で8件の利用権の設定の申出がっております。

それでは御説明いたします。

18ページ、申請番号7の22、所在、筵内大門、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積974m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の23、所在、久保鎌田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、登記簿地目、畑、現況地目、田の筆が1筆、合計2筆、合計面積が1,986m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の24、所在、青柳古子及び小竹六反田、登記簿地目、畑、現況地目、宅地の筆が2筆、登記簿地目、田、現況地目、宅地の筆が1筆、合計3筆、合計面積で4,951m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和23年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の25、所在、青柳古子、登記簿地目、畑、現況地目、宅地の筆が1筆、面積326m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和23年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、20ページ、申請番号7の26、所在、青柳八反田、登記簿地目、宅地、現況地目、宅地の筆が1筆、面積941.99m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和23年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の27、所在、青柳古子、登記簿地目、畑、現況地目、宅地の筆が1筆、面積1,656m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和23年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の28、所在、小竹八反田及び六反田、登記簿地目、畑、現況地目、宅地の筆が3筆、合計面積2,015m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和23年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の29、所在、青柳石瓦、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が3筆、合計面積3,878m<sup>2</sup>。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年7月13日から令和23年12月末までの貸し借りとなっております。

以上、議案につきまして、まず、申請番号の7の23から申請番号7の29についての7件につきましては、全て解除条件付きの利用権設定の申し出となっております。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法では、農地所有適格法人以外の法人が農用地を借り受ける場合には、万が一、適切に利用しない場合等の賃貸借の解除条件等をつけた契約を行わなければならないとなっておりますことから、借受人から誓約書を聴取しております。

また、申請番号7の24から申請番号7の28につきましては、全て現況地目、宅地となっておりますが、実際、現地は農業用施設用地となっておりますので、基盤法の対象となっております。

以上、最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の皆様の署名捺印をいただい

ておりますことから、受理いたしております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○副会長（ 君） 令和23年12月31日までということで、期間は20年先です。これは20年先まで移転の計画も何もないということですよ。

○係（ 君） こちらでそのような情報は伺っておりません。

○副会長（ 君） それと、先ほどの解除条件設定、これは結局は家庭内で家族内の貸し借りですよ。ちょっとシビアじゃないかと思って。

○係（ 君） そうですね。農地書類適格法人の申請が現状なされていないので、家族同士のということもございますが、法律上はこういった形で申請を受けざるを得ないのかというところで受理をいたしております。

○副会長（ 君） 分かりました。

○係長（ 君） 一応、事務局で伺っているのは、今年に法人を設立されましたので、その法人としてしっかりと農地を借り受けるということで、その辺をしっかりと整理されたいということで、今回、申請があったというように伺っております。

○副会長（ 君） 分かりました。

○議長（ 君） 何かほかにはないですか。なければ、採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、基盤強化法第19条の申請番号7の22から7の29まで、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

一応、議案はこれで終わりとなります。よろしく願いしておきます。

---

午後3時37分閉会

---